

令和3年度 第3回 磐田市立学校給食運営委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年12月13日(月) 午後6時30分から午後7時30分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎3階 302・303 会議室
- 3 出席者 委 員：12名（2名遅参）
事務局：9名
- 4 傍聴者 なし
- 5 運営委員会会議概要

<事務局>

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
それでは、ただ今から「令和3年度第3回学校給食運営委員会」を開催いたします。
初めに、磐田市立学校給食条例施行規則第8条第2項におきまして、「運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日は、委員12名のうち10名の方々にご出席をいただいておりますので、会議は成立していることを報告いたします。
それでは、会に先立ち、教育長よりあいさつを申し上げます。

<教育長>

みなさん、こんばんは。本日は師走のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今、オミクロン株が日本に入り大変心配される中、水際対策を日本は行っていますが、この様な状況を乗り越えるためには、まずは予防が大切と感じます。市内、学校とまだ感染は出ていませんがマスク、手洗いなど日常の感染を防ぐ対策を続けていく事が大切と感じています。
本日は給食費が中心となり、今、給食費は大きな転換期を迎えています。急遽お集まりいただきましたのは令和4年、令和5年に向けどう進めていくか、そして豊岡地区の持参米飯についてご審議頂きたいと思っております。来年度コロナに負けない年になりますよう、子供達は栄養をしっかりとって、次につなげていける事が大切と感じます。皆様のご意見、ご協力をお願いいたします。

<事務局>

続きまして、会長からあいさつをお願いいたします。

<会 長>

皆さん、こんばんは。寒くなりました。冬らしくなったことを感じます。今お話がありました通り給食費は大きな転換期が来ています。11月議会でも代表質問で給食費が話題となりました。皆様のご意見も議会に伝えていきたいと思っております。食の大切さを身を持って感じて居る所ですが、子供達には良い食材、良い食事で健康な体作りをしてもらいたいと思っています。本日は運営委員会をよろしくお祈りいたします。

<事務局>

ありがとうございました。

条例施行規則第8条第1項の規定によりまして、会長に議長を務めていただくことになっておりますので、以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

<会 長>

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

議案第6号 豊岡地区の持参米飯の見直しについて

<会 長>

次第の2、議事の(1)、議案第6号「豊岡地区の持参米飯の見直しについて」事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、議案第6号について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。豊岡地区の小・中学校で実施してきた「持参米飯」の「見直しの目的」ですが、近年、衛生面について不安視する保護者から見直しを求める声が学校に届いていました。衛生面の不安解消等の課題解決のため、また、保護者の意向を尊重し、令和4年度から給食での米飯の提供方法を見直すものです。「見直しの要旨」は、学校給食における週3回の主食「持参米飯」を、炊いたご飯を購入して、給食で提供する方法の「委託炊飯」へ切り替えるものです。

学校給食保護者負担金の「影響額」については、小学校が月額550円（1食あたり33円）、中学校が月額680円（1食あたり41円）の増加となります。

「見直しの時期」は、令和4年4月からです。

最後に「その他」についてですが、持参米飯は、合併前の豊岡村時代の1976年から実施され40年以上続いてきた伝統的な取組です。地域でも愛着を持つ住民が多いと聞いています。各学校に協力をお願いしまして、後世に継承していく取組を行ってまいります。説明は以上です。よろしく申し上げます。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

<会 長>

ご質問等もないようですので、打ち切ります。本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、議案第6号を承認することに決定いたしました。

議案第7号 令和4年度磐田市小学校・中学校の給食費について

<会 長>

次に(2)、議案第7号「令和4年度磐田市小学校・中学校の給食費について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、議案第7号について説明いたします。

初めに、5ページをご覧ください。1の「関係条例」についてですが、学校給食費につきましては、「磐田市学校給食条例」第5条において、「市長は、学校給食費の額について、教育委員会の意見を聴いて決定するものとする」と規定されており、また、給食費の納入については、第6条において「学校給食費の納入義務者は、保護者、教員その他給食を受ける者とする」とされています。また、第7条においては「学校給食費の納入義務者は、市長の指定する期日までに学校給食費を納入しなければならない」と規定をされております。

続いて4ページをご覧ください。表の左側、令和3年度の小・中学校の給食費の額ですが、米飯の炊飯形態が異なることなどにより、1食単価及び月額を3種類に規定しています。令和4年度は、議案第6号でもご説明したとおり、「豊岡地区の持参米飯について」見直し検討を進め、課題の解消と多くの保護者の意向を考慮して、その方法を委託米飯とすることとしました。これにより、1食単価及び月額は、自前で炊飯する方法と委託米飯を購入する方法による2種類とし、豊岡地区については、小学校は磐田地区・竜洋地区に、中学校は竜洋地区の金額にあわせ、それぞれ改定することをご提案します。なお、給食費の月額は、1食単価に給食実施日数を掛け、それを実施月数である11ヵ月で割ったものを、10円単位に切り上げて算出しています。令和4年度につきましては、前回の第2回運営委員会でご承認いただきましたとおり、小学校は183日、中学校182日で上限月額を算定しています。実施月数については、給食実施可能な8月を含めると12ヵ月となりますが、8月の実施日数は少ないため、これまでどおり11ヵ月間で、月額を算定しております。また、学校給食においては、主食の値上がりや野菜の高騰など食材料費を圧迫する状況もあり、物価の上昇率等も含んだ中で、令和4年度の給食費について金額の改定も考えていました。ただいま開会中の磐田市議会において、代表質問でも回答しましたが、コロナ禍により令和4年度の改定は難しい状況にありますので、令和5年度の改定を目標に準備していきたいと考えております。このことについては、後ほどご意見をいただきたいと思っております。参考に、5ページ中段には、令和3年5月1日現在における、県教育委員会の調査による、近隣市を中心に県内の公立小・中学校の月額給食費の状況を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

<委 員>

豊岡地区の給食費が上がりますが、豊岡地区の小中学校の保護者には具体的にどれくらい上がるか説明はしていますか。

<事務局>

保護者には金額の説明はしていません。承認後、保護者へ通知をお渡しする予定です。

<委員>

金額が高いという声があった場合下げる判断をせず、保護者には納得していただく説明をするという形になりますか。

<事務局>

そのような形で進めたいと考えています。

<委員>

竜洋中学校は自校炊飯ですが委託炊飯と同じ金額なのはなぜですか。

<事務局>

竜洋地区の320円が決定したのは平成26年ですが、26年当時竜洋地区は委託米飯でした。当時の金額に合わせるということで、豊岡地区が委託炊飯となりますので、その金額に改定することとしました。昨年度竜洋中学校は自校炊飯になりましたが金額の改定はしませんでした。

<会長>

他にご質問等がありますか。ご質問等もないようですので、打ち切ります。本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

<会長>

ご異議もないようですので、議案第7号を承認することに決定いたしました。

報告第4号 学校給食における危険異物の混入事故について

<会長>

次に次第の3、報告第4号「学校給食における危険異物の混入事故について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、報告第4号について、説明いたします。

8ページをご覧ください。令和3年12月1日（水）に大原学校給食センターで発

生じた危険異物の混入事故は、調理した料理「フルーツカクテル」の中に、危険異物の金属片(約8mm)が混入したものです。幸い、喫食前に生徒が発見し取り除いたため、異物を口にすることはありませんでした。原因を調査した結果、金属片はフルーツ缶の切れ端で、開缶の際に二度切りが行われたことにより発生した破片が混入したものと確認しました。事故判明後の対応ですが、学校給食課長が学校へ出向き、生徒に健康被害がないことを確認しました。保護者については、同日夕方に学校(教頭)から謝罪をいたしました。なお、その後の調査によっても本件と同様の異物の混入は確認されておりません。事故の原因者である調理等業務委託業者に対しては、12月2日に口頭で、翌3日には文書により厳重注意し、再発防止策について、書面での提出を求め、12月8日に受領しています。具体的な再発防止策として、自動開缶機を適切な方法で使用方法でなく二度切りを行った際には上司に報告し、適切に対応することが報告されました。また、全ての調理場において事故報告書を共有し、同様の事故が発生しないよう、「異物混入に対する防止」について、注意喚起を行いました。この度は、皆様にご心配をおかけすることになり誠に申し訳ありません。

引き続き安全安心な給食の提供に努めてまいります。説明は以上です。よろしくお願いたします。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

<委 員>

資料の報告書は公開されていますか。

<事務局>

報道機関に情報提供しましたので、公開されています。

<会 長>

全面に公開しているということでしょうか。

<事務局>

そのとおりです。

<会 長>

他にご質問等がありますか。ご質問等もないようですので、打ち切ります。本件を了承することにご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、報告第4号を了承することに決定いたしました。

協議事項（１）学校給食費の改定に向けた取組について

<会 長>

次に、次第の４、協議事項の（１）「学校給食費の改定に向けた取組について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、（１）協議事項について説明いたします。前回の運営委員会において皆さまからご意見をいただきました学校給食費の改定については、あらためて検討した結果、コロナ禍の状況下、経済的に厳しい世帯もあると判断したことから令和４年度の学校給食費の改定は見送ることとしました。しかし、厳しい現状であることには変わりはないことから令和５年度の改定に向けて継続して検討してまいります。このため、本日は改めて現状や課題をふまえた改定に向けての取組みについてご意見をいただきたいと思います。それでは資料９ページ「学校給食費の改定に向けた取組について」をご覧ください。

はじめに、「１現状」についてです。（１）は、令和２年度の決算における事業費からみた一食当たりの単価です。（２）は現在の一食当たりの保護者負担金額です。米飯の提供方法（持参米飯、自前炊飯、委託炊飯）の違いにより３種類の負担金額が存在する現状となっています。

次に、（３）は、本市の学校給食の特徴です。誇れること、改善したいことについて、給食関係職員が意見を出し合いまとめました。

まず、誇れることとしては、献立を工夫していること、丁寧な調理をしていることと認識しており、このことは食べ残しが少ないことに表れていると考えています。一方、改善したいこととしては、センター、単独調理場により様々な差があること、保護者に対する学校給食の現状の周知が十分でないことが挙げられました。

次の「喫緊の課題」については、大きく２点あります。１点目は、食材費が年々上昇する中で、学校給食摂取基準を満たす給食の提供が困難になっている点です。２点目は、合併以降旧市町村で米飯提供方式の違いにより異なっている学校給食費の統一化が、まだ図られていない点があります。保護者負担金の差をなくすことが平等性の確保につながると考えています。米飯の提供方法の違いは学校施設側の問題であり、米飯提供方法の違いによる負担金の差が発生していることは好ましい状況でないと考えていることから、学校給食課としては統一化が必要と考えています。

本市の特徴の「改善したいこと」と課題を踏まえて、学校給食課として検討しているのが「３今後の取組（案）」です。よりよい学校給食の提供を目指し、大きく３つの柱、「学校給食に対する理解促進に向けて」「給食の質・楽しさの向上に向けて」「SDGsの達成に向けて」にかかる取組みをできるものから行っていきたいと考えています。

最後に「４保護者負担金の改定に向けた考え方（案）」ですが、今年度から広報活動を強化し、学校給食を取り巻く現状を伝えた上で、改定に向けた３つの視点のもと、令和５年の改定を目指して取り組んでいきたいと考えています。委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、皆様からご質問・ご意見等をお聞かせいただきたいと思います。

います。

<委員>

本市の学校給食の特徴、誇れることの中の残菜率について、残菜率が少ないことは良いことですが、診療で接している子供達の中で、給食に残りがあると食べることに貢献する児童がいます。小学校4年生ですがローレル指数、標準が115から145未満に対し186.8という数値で太り過ぎに該当する児童がいます。

残った給食を食べ、おやつの時間になってもお腹が空かない、夕食の時間になってもお腹が空かないという状況です。残菜率は減らせることができますが、この児童の体重は増えていきます。子供の生活習慣病が増えているという状況を知っていただく必要があると思います、話題としてお話をさせていただきました。

<教育長>

生活習慣病については教育委員会中心に対策を立てた時期がありました。今のお話を伺い再度検討が必要と感じます。学校としてもその児童との関わり、児童の健康状態を一番に考える必要があると思います。貴重なご意見ありがとうございます。

<委員>

本市の学校給食の特徴、改善したいことの中で様々な差があり、アレルギー対応に違いがある、とありますが、磐田市のアレルギー対応はとても徹底されていると感じています。児童に応じたアレルギー代替食、除去食の対応、例えば油の場合、その児童のために油を変えて調理をするなど、対応がすばらしいと感じます。配膳も間違えて配膳しないよう食器を徹底し、必ず対象の児童に渡すよう担任が対応しています。学校職員も代替食、除去食を間違えないような対応を心掛けています。

年度初めの学校給食課の指導を基に安全安心な給食を提供できるよう徹底されています。森町、袋井市の校長を経験していますが磐田市は特に徹底されていると思います。

誇れることにもアレルギー対応を追加していただきたいと思います。食材費も値上がりしていること、子供の命に関わることのため、この徹底した対応を考えると給食費は上げてもいいと感じます。

<委員>

給食画像をホームページ等で紹介、とありますが、保護者は目で見える情報が一番入り易いと思います。これからはホームページの活用は必須と感じます。給食ですが、もやしを沢山入れて量を増やすなど工夫に感謝します。デザートが付いている給食の写真を見れば楽しいと感じると思いますし、ホームページにバランスの良い給食の写真が掲載されているのを保護者が見れば、給食費が上がっても仕方がないと感じると思いますので、ホームページの活用はとても大切なことだと思います。

<委員>

子供一人が1年間で1000回食事をするとした場合、給食の提供は5分の1ほどですが、給食は活きた教材と言われています。給食1食が1食だけでなく、それを越えたその子のその他の食事、未来にも影響すると言われています。磐田市は、ミニやごちゃんの指導で、小さい時期に教わったことが大きくなって覚えていきます。バランス良く食べるということが自然に身に付いていることがとても素晴らしいと感じます。給食1食が1食だけでなく本人の将来にも、また家族にも影響するということが、これからも大切にし

てほしいと思います。

<委員>

第2回運営委員会で試食をしました。1食270円は安いと感じました。課題にもある、食材料費が上昇している中、給食費が多少上がることは仕方がないと感じます。あと、説明する上で食材毎の上昇が数値で示すことができれば分かり易いと思います。給食費の統一については、現在委託炊飯、自前炊飯で金額が異なりますが、保護者負担金は、食材料費を負担しているのので統一して良いと感じます。

<委員>

しっかりとした取組をしていると思います。給食費を上げる際は保護者に積極的に内容を開示し丁寧な説明をお願いします。特に豊岡地区は2年連続で上がることとなりますので丁寧な説明をお願いします。

<副会長>

保護者には来年度持参米飯から委託米飯に変更する方向で進めています。と伝えてあります。保護者の反応を考えながら今までの話を伺っていました。アンケートでは委託にした方が良いという結果が多いため、ほとんどの保護者は納得すると思いますが、持参米飯の継続を希望する保護者もいます。継続を希望する保護者に、来年度提供方法が変わり、そのため給食費が上がる、ということを丁寧に説明し納得していただかなくてはなりません。2年連続して上がる場合、保護者からの意見が学校に来ると感じています。

値上げをする理由、子供達が美味しく給食を食べていることを時間をかけて、先を見込んで、色々な方法で理解を得られるよう準備をしていくことが大切と感じます。見直しに反対の意見の方への説明は、学校も協力していきたいと思います。

<委員>

世界各国の料理や郷土料理は家庭ではなかなか作ることができないと思います。また保護者も知らない方がいると思います。世界を子供達が献立を通じて食べるきっかけ、知るきっかけになり、食べ物の見方が変わると思います。食べ物の好みも家庭により違いはありますが、お友達やこれから人生の上で関わっていく環境の中で、どのような世界を知っていくか、チャレンジするきっかけが給食にはあると思います。食材料費が高騰していますが、食べることから色々な知識を知ることにつながっていますので続けてほしいと思います。だしも鰹節から丁寧にとって、ありがたく感じています。だしをとった料理とそうでない料理、子供は味の違いに気がきます。小さい頃から正しい味を知ることが大切なことですので続けてほしいと思います。

あと、第2回運営委員会で試食した時、体が大きい子供ですが牛乳を3パック飲んでいました。子供の消費能力に限界はあります。子供が今、食べていい量を知ることも必要だと思いますので、上手に促しができるように、学校の中でも環境作りをお願いしたいと思いました。

<委員>

日々職員の皆様がアレルギー対応に神経をすり減らしているということがお話の中から伺えます。クリニックでは現在、管理指導票の記載の時期です。小学校から中学校へ入学する児童の管理指導票について、話をしますが、クリニックで管理不要とするか管

理を必要とするかというやり取りをすることで安心感に繋がると、お話していただけた保護者がいます。一方で同じアレルギーでも、なかなかやり取りが出来ない保護者もいます。学校側と保護者で受け止め方が違うため、穴埋めをクリニックでしていく必要があると感じています。大変ですが引き続きアレルギー対応をお願いいたします。

<委 員>

年々アレルギーの児童生徒が増えている状況です。施設に立ち会うとアレルギー対応の大変さが分かります。予算の面もあると思いますが、対応できる職員の増加を望みます。そして、アレルギー対応で使用するエピペンの管理を定期的に行ってほしいと思います。

<委 員>

運営委員会に参加し、給食に対してこんなに考えられていると知り、ありがたく感じていました。食材費が年々上昇していることは日々の生活でも感じていますので、給食費が上がっても仕方ないと思います。情報の発信の仕方、ホームページで配信とありますが、ホームページは見ない保護者もいると思います。先生が子供に内容を伝え、子供から聞く方法も一つではと思いました。

<委 員>

学校給食を毎日食べています。通っている学校が子供と違うため給食の内容に違いはありますが、家で給食について話をします。保護者も子供と同じ給食を試食することで、丁寧に給食が作られていることが分かり、ありがたいという気持ちを持つ保護者が増えると思います。ホームページだけでは伝わりにくいこともあると思います。保護者が試食する機会をつくってもらって、この金額で給食が作られていることを知ってもらうことも必要と思います。

<会 長>

買い物に行くと、ここ最近の物価の高騰、食材の高騰に驚きを感じます。この金額でこの給食を提供できるのはすごいと感じます。栄養士、調理員、納入業者がお互いに苦しみ合っていることに対し改善が必要と感じます。今回の見直しで一番重要なのは給食費の統一です。原材料の負担のため、調理方法の違いでは平等性に欠けています。色々な角度から再度試算し、今後に続くか見定め、改定に向け進めてほしいと思います。そのために、1年かけて説明をすることは大事なことです。発信の仕方を検討し、保護者へ伝えていきたいと思います。お話にもありました、だしについて、だし教室を開催している学校もあります。

このように給食が丁寧につくられていることで健康に繋がり、そういうことを保護者にPRすることで食が守られていくと感じます。皆様と協力しながら改定に向け進んでいただきたいと思います。

<事務局>

貴重なご意見ありがとうございました。いただきましたご意見を参考に、改定に向けた準備を進めていきたいと思います。保護者への丁寧な説明を心掛けていきたいです。

<会 長>

他にありますか。ご質問等も終わったようですので、打ち切ります。

<会 長>

次に、次第の5、その他「給食費の減額に関する取扱いの変更について（案）」について、事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、5その他について説明させていただきます。

幼稚園とこども園における給食費について、来年度から、給食の提供を受けなかった場合の減額の取り扱いを変更させていただきたいと考えております。事前に配布してあります「給食費の減額に関する取扱いの変更について（案）」をご覧ください。

こちらに、概要をまとめてありますので、順に説明させていただきます。まず、幼稚園とこども園における学校給食についての現状についてですが、給食費については、1食あたり200円を保護者の方に負担していただいております。年間の給食費を月割りで納めていただいております。令和4年度は、3歳児については、給食を年間150日提供しますので、合計30,000円となり、月額3,000円を10回に分けていただきます。また、4歳、5歳児は、年間160日提供しますので、年間32,000円となり、月額2,900円を11回に分けていただきます。ただし、園を休むなどして、給食を食べなかった場合については、減額の規定があります。具体的には、食べた給食の回数が、その月の給食回数の1/4以上1/2未満の場合は、給食費を1/2に減額し、1/4未満の場合は1/2に減額することとしています。食べた給食の回数が、その月の給食提供回数の半分以上を超えた場合は、満額の給食費をいただきますが、1/4以上の場合は半額、1/4未満の場合は1/4に減額することとなります。現在は、このような規定の中で給食費の減額、返金を行っておりますが、課題もございます。一番大きな課題としましては、月の給食提供数が15回から21回とバラつきがある中で、減額の計算が割合で算出されているため、返金の対象となる条件が月によって異なることが挙げられます。例えば、病気等で園を欠席し、給食を食べた回数が月に10回であった場合を例に挙げてみます。この場合、月の給食提供回数が20回であった場合は、半分以上の給食を食べていますので、減額の対象とはなりません。

一方で、給食提供が21回であった場合は、1/4以上1/2未満しか給食を食べていないこととなりますので、給食費を1/2に減額することとなり、返金の対象となります。

また、実費徴収の考え方からしますと、食べた分だけ保護者の方に負担していただくということが原則であり、月の半分以上給食を食べた場合は、減額、返金の対象とならないことも、適切でないと考えます。そこで、給食費の減額に関する取扱いを変更させていただきたいと考えております。変更案をご覧ください。今までは、給食を食べた回数に応じて月額1/2または1/4に減額してきましたが、今後は食べなかった回数に1食単価200円をかけた金額を減額、返金していきたいと考えております。

また、減額にあたっては、事前の申請書の提出をお願いする予定です。これは、実費を徴収させていただくという考え方のもと、事前に食材の発注が停止できた場合のみ減額の対象とするもので、給食を提供する準備がすでに整っている場合には、減額、返金の対象からは除外するというものです。ただし、申請の取り扱いについては、病欠等により欠食が4日以上連続する場合は事前の申請書の提出がない場合でも減額対象とするなど、一人ひとりの状況に合わせて、柔軟に対応していきたいと考えています。

なお、保育園枠についても、今回説明させていただいた内容と同じ規定を策定していきます。これらの変更は令和4年4月からとし、今後、規定の変更、整備を行った上で、関係機関の審査、決裁を受ける予定です。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、皆様からご質問・ご意見等をお聞かせいただきたいと思
います。

<委 員>

小中学校は、説明にありました変更後の対応をしていますが、幼稚園はなぜ違う対応
をしていたのですか。

<事務局>

規則整備の遅れと、保育園と幼稚園の関係性があります。整備の遅れに気付いたため
行うものです。

<会 長>

他いかがでしょうか。ご意見等も終わったようですので、打ち切ります。

<事務局>

ありがとうございました。

2件の議案、1件の報告、1件の協議事項について、ご協議ご意見をいただき、ありが
とうございました。

※審議の結果、議案第6号、議案第7号、報告第4号は了承された。

以上、議事終了。

その他

今後の学校給食運営委員会について事務局より説明

※以上委員会終了。